

第2-1 寝たきり高齢者等への支援
(4)おむつ等の支給

区 市 町村名	区分	事 業 名	品 名・実 施 内 容	対		
				対象者数 (人)	年 齢 (歳以上)	所得制限
八王子	単・支	在宅高齢者おむつ給付事業	カタログから、紙おむつ・尿取りパッドを選択し配送	延25,013	65	市民税非課税世帯
	単	入院高齢者おむつ代助成事業	ひと月あたり購入限度額4,000円の8割(+消費税)を助成	延387	65	市民税非課税
立川	単	おむつ給付助成事業	以下から選択(月5,000円限度・組合せ自由) ①フラット型 ②尿取りパット(7種類) ③リハビリパンツ ・ブリーフ型(2種各3～6サイズ) ・トランクス型(3サイズ) ・夜用(2サイズ) ④テープ止め(各2～3サイズ) ⑤軟便吸収パッド	792	65歳以上 及び第2号 被保険者	—
武蔵野	支	家族介護用品支給事業	要介護高齢者を在宅で介護している家族に、紙おむつ等の介護用品を支給(月額9,000円以内)	延2,138 (R5年度末現在)	概ね 65	住民税非課税世帯
三鷹	単	高齢者等紙おむつ代助成金交付事業	高齢者等に対し、入院中に医療機関に支払った紙おむつ代の一部(月額上限6,000円)を助成する。	65	—	住民税非課税世帯
	単	高齢者等紙おむつ支給事業	市が指定する紙おむつ、尿取りパッド等から選択(月6,000円以内・組合せ自由)	243	—	住民税非課税世帯
青梅	単	紙おむつ支給	選択した各社の取扱品カタログより月8,000円以内で選択(組合せ自由)	509	65	住民税非課税世帯
府中	単	ねたきり高齢者おむつ助成	要介護3以上のおむつを必要とする在宅の方に、おむつを現物で支給する。(月上限8,000円相当)	1,282	—	—
	単	ねたきり高齢者おむつ助成	要介護3以上のおむつを必要とする入院中の方に、おむつ代を現金で支給する。(月額上限8,000円)	279	—	—
昭島	単	高齢者紙おむつ購入費助成事業	月8,000円以内	5,878	65	なし
調布	単	紙おむつ給付	紙おむつ、尿とりパット等の組合せパターンの中から選択し、配達する。	1,853	40	—
	単	おむつ代金助成	月10,000円を上限に、入院中に発生したおむつ費用を助成する	386	65	—
町田	支	在宅高齢者紙おむつ支給事業	テープ止タイプまたはパンツ型+尿取パッド	285	65	住民税非課税世帯

第2-1 寝たきり高齢者等への支援
(4)おむつ等の支給

象 者	本 人 負 担	開 始 年 度	所 管 課 (内 線)	区 市 町 村 名
そ の 他 の 要 件				
介護保険の要介護1以上で、必要とする方	ひと月あたり購入限度額4,000円の2割(+消費税)と限度額を超えた分	S50	高齢者福祉課 (内2156)	八王子
介護保険の要介護4・5で、30日以上入院している方	ひと月あたり購入限度額4,000円の2割(+消費税)と限度額を超えた分	H23		
居宅で寝たきり状態又は認知症で常時おむつを必要とする者 (寝たきり度B、Cの方及び認知度Ⅲ以上の方)	利用料金の1割	S55	高齢福祉課 (内1475)	立川
以下の要件全てに該当する者を在宅介護している家族。該当者が一人暮らしの場合は本人に支給も可。 ①市内在住の在宅生活者 ②要介護3以上 ③利用者世帯が住民税非課税世帯	—	H13	高齢者支援課 (内2592)	武蔵野
要介護度4・5で入院中に医療機関に紙おむつ代の支払いがあった者	—	R1	高齢者支援課 (内2625)	三鷹
要介護度4・5で紙おむつを必要とする者	徴収なし	H13		
・在宅寝たきり ・失禁状態	1割	H12	高齢者支援課 (内2157)	青梅
—	なし	S48	介護保険課 042(335)4470	府中
—	なし	S48		
要介護3以上	購入費の1割	H13	介護福祉課 (内2158)	昭島
要支援2以上の者(要支援2から要介護2までの者は医師の意見書が必要)	—	S49	高齢者支援室 (内7150)	調布
入院中の者	—	S49		
以下の要件全てに該当する者 ①市内に住所を有し、在宅で生活する者(一時入院中の者を含む) ②要介護4・5の者 ③非課税世帯に属する者	—	H8	高齢者支援課 (内3412～3416)	町田

区市町村における高齢者福祉施策一覧
令和6年度

第2-1 寝たきり高齢者等への支援
(4)おむつ等の支給

区 市 町 村 名	区分	事 業 名	品 名・実 施 内 容	対		
				対象者数 (人)	年 齢 (歳以上)	所得制限
小金井	単	高齢者おむつサービス	以下から選択(月8,000円(税別)以内・組合せ自由) ①紙(パンツ型) ②紙(テープ止め型) ③紙(パッド型) ④紙(シーツ)等	48	65	—
小平	単	ねたきり高齢者おむつ支給等事業	月7,000円を上限におむつ又はおむつ代を支給	247	65	住民税非課税世帯
日野	単	在宅ねたきり高齢者等おむつ給付事業	非課税世帯への紙おむつ等の給付(上限額:月6,000円)	2,832	65 (特定疾病: 40歳以上)	対象者数は延べ人数
	単	おむつ専用袋の配布	おむつを排出するための指定収集袋を無料配布	—	—	—
東村山	単	高齢者紙おむつ支給事業費	年24,000円を上限に、紙おむつ購入費相当額を助成する。 (ただし、月の初日において、規定の要件に該当しないとき、または対象外施設に入所しているときは、その月数に2,000円を乗じた額を減額する)	291	65	—
国分寺	単	高齢者等紙おむつ等支給	市が指定する紙おむつ・尿取りパットから選択(組み合わせ自由・袋数の上限なし)	384	40	—
国立	単	介護保険特別給付おむつ給付事業	53種類のおむつの中から組み合わせ、月5,000円を限度に給付する。	249	—	—
福生	支	おむつ等助成	紙:1日5枚(尿とりパッド併用は3枚) 長時間用は1日4枚(尿とりパッド併用不可) 尿とりパッド:1日5枚(長時間用は3枚まで)	288	65	—
狛江	単	在宅高齢者等おむつ支給事業	常時おむつを使用している高齢者などに対して、おむつ、パット、おしりふきを支給し、在宅生活の継続を支援する。	378	40	—
東大和	単	在宅ねたきり高齢者等おむつ貸与支給	紙:1月45枚以内 布:1日10枚以内	209	65	—
清瀬	支 単	ねたきり老人おむつ等給付事業	月6,000円以内	240	65	市民税非課税者
東久留米	支	東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業	月5,000円	82	65	市民税・都民税が非課税
武蔵村山	支	家族介護継続支援事業(在宅高齢者等おむつ給付事業)	①紙おむつ(普通型) 1日5枚(尿とりパッド組合せにより3又は4枚) ②紙おむつ(パンツ型・テープ型) 1日2枚(尿とりパッド併用は1枚)	106 【令和6年3月の利用者数】 107	概ね 65	—

第2-1 寝たきり高齢者等への支援
(4)おむつ等の支給

象 者	本人負担	開始年度	所 管 課 (内 線)	区 市 町 村 名
そ の 他 の 要 件				
在宅で失禁状態にある、要介護4・5の者(住民税非課税世帯)を介護している家族	—	H15	介護福祉課 (内3322)	小金井
・要介護3以上 ・障害高齢者の日常生活自立度ランクC	—	S52	高齢者支援課 (内2572)	小平
在宅で寝たきりの者及びこれに準ずる者(原則、要介護4・5)	—	S54	高齢福祉課 042(514)8495	日野
—	—	H12	ごみゼロ推進課 042(581)0444	
・要介護3以上 ・住民税非課税 ・在宅者 生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等支援法による生活支援給付として紙おむつ代の支給を受けている者は除く。	—	H15	健康増進課 (内3506)	東村山
要介護3～5で常時おむつを使用する在宅の者	9,000円まで1割負担、9000円を超える分から全額自己負担	H13	高齢福祉課 042(312)8637	国分寺
在宅で要介護3～5で常時おむつを必要とする方	原則1割、介護保険制度における利用者負担割合2割又は3割となる所得基準に該当する世帯は2割又は3割 ※支給限度額5,000円を超える金額は全額自己負担	H30	高齢者支援課 (内785)	国立
常時臥床の状態及びこれに準ずる状態が継続すると認められる方。 要介護3以上の認定を受けている方。	—	H3	介護福祉課 (内2643)	福生
在宅で常時おむつを使用している要介護3から要介護5までの方	限度額一月5000円を超えた金額の3割	H12	高齢障がい課 (内2222～2223)	狛江
・在宅ねたきり ・失禁状態	—	—	地域包括ケア推進課 (内1176)	東大和
要介護3～5	1割	H1	福祉総務課 042(497)2056	清瀬
市内に住所を有する居宅において臥床等の状態のため常時紙おむつを使用し、要介護4、5と認定された者	—	H15	介護福祉課 (内2555)	東久留米
①要介護4・5 ②失禁状態 ③市民税非課税者のみ対象	0円	S63	高齢福祉課 042(590)1233	武蔵村山

第2-1 寝たきり高齢者等への支援
(4)おむつ等の支給

区 市 町村名	区分	事 業 名	品 名・実 施 内 容	対		
				対象者数 (人)	年 齢 (歳以上)	所得制限
多摩	単	おむつ支給等事業	在宅者におむつを配達する 現物支給：月上限8,000円(1割の自己負担あり)	約460	①65歳以上 ②40～64歳以上	—
	単	おむつ支給等事業	入院中にかかったおむつ代を助成する 現金助成：おむつ代の9割(月上限7,000円)	約100	①65歳以上 ②40～64歳以上	—
稲城	団補	ねたきり高齢者等おむつ支給	以下から選択(月5,000円限度・組合せ) ①パンツ型とパンツ用尿パット ②フラット型・テープ型と尿とりパット	高齢者 障害者	65	—
羽村	単	高齢者おむつ給付	月4,000円限度	150	65	—
あきる野	支	高齢者おむつ等給付事業	月額5,000円を限度におむつや尿とりパッド等を 現物給付する。	511	65	—
西東京	単	認知症及びねたきり高齢者等紙お むつ給付	以下の組み合わせ方から1つを選択 1日当たり フラットタイプ(3～5枚)・テープ止めタイプ(2枚)・ テープ止めタイプ(1枚)+尿取りパット(3枚)・尿と りパット(5枚)・履くパンツ(2枚)・履くパンツ(1枚)+ 尿とりパット(3枚)	915	40	—
	単	紙おむつ助成金	月4,500円を限度に助成	620	40	—
(市 部 26か所)						
瑞穂	単	紙おむつ給付	①紙おむつ ②尿取りパッド (月5,000円限度)	253	65	—
日の出	単	高齢者介護用品等給付事業	以下から選択(月4,000円以内) ①パンツ型 ②テープ止め型 ③尿とりパッド ④シーツ ⑤ウエットタオル	49	65	住民税非課税 者
檜原	単	紙おむつ支給事業	紙おむつ	—	—	住民税非課税 者
奥多摩	単	紙おむつ給付事業	紙おむつ(パンツ型又はテープ止め型) 1人月50枚以内	115	—	原則、住民税非 課税世帯
大島	単	紙おむつ等給付事業	寝たきり高齢者など常時紙おむつ等を必要とし ている方へ、紙おむつ等購入時に毎月3,000円 の助成を行う。	103	65	町都民税非課 税者

第2-1 寝たきり高齢者等への支援
(4)おむつ等の支給

象	者	本人負担	開始 年度	所 管 課 (内 線)	区 市 町村名
そ の 他 の 要 件					
①3か月以上寝たきり又は認知症で常時おむつを必要とする要介護認定度3以上の者 ②主治医より特定疾病の診断を受けている者で常時おむつを必要とする者		1割	S58	高齢支援課 (内2665)	多摩
①3か月以上寝たきり又は認知症で常時おむつを必要とする要介護認定度3以上の者 ②主治医より特定疾病の診断を受けている者で常時おむつを必要とする者		1割	S58		
・居宅で臥床状態にあり、常時おむつを利用している要介護認定された者 ・身体障害者又は愛の手帳を持つ者で、居宅において常時おむつを必要とする者(稲城市の身体障害者舗装具給付事業に該当する者を除く。)			S63	社会福祉協議会 042(378)3366	稲城
・在宅寝たきり ・常時失禁状態にあり常時おむつを使用する必要のある者 ・要支援・要介護認定者(要支援1・2、要介護1・2は医師の意見書が必要)		1割	S62	高齢福祉介護課 (内178)	羽村
住民税が非課税である高齢者で要介護2(令和5年度より要介護3)から要介護5までの方(生活保護受給者、介護保険法の施設サービス利用者を除く。)		—	H1	高齢者支援課 (内2637)	あきる野
①ねたきり、またはそれに準ずる状態、②認知症により重度の介護が必要な状態で、①②いずれも常時おむつを使用されている方			H13	高齢者支援課 (内12333)	西東京
①40歳以上で介護保険認定において要介護1以上、②医療保険適用の病院に入院し、おむつ代を病院に支払っている、③入院中に生活保護を受給していない方		ひと月あたりの限度額を超過した分	H26		

在宅で6か月以上寝たきり又は常時失禁状態 (生活保護受給者を除く。)	—	H7	高齢者福祉課 (内1549)	瑞穂
在宅の要介護4以上、又はねたきり・失禁状態	—	H17	いきいき健康課 (直通)042-588-5368	日の出
・要介護3以上の者 ・老人福祉手当受給者 ・1か月以上臥床又は認知症状態の者	—	H12	福祉けんこう課 042(598)3121 (内111)	檜原
寝たきり・失禁状態で常時おむつを必要とする者で、要介護認定要支援以上、障害者手帳2級以上、愛の手帳3度以上の者。ただし、75歳以上で前記いずれかに該当する者は、所得制限なしで支給可	—	開始H6 改正H19 改正H25	福祉保健課 0428(83)2777	奥多摩
・要介護1以上認定者 ・施設入所者、生活保護受給者は対象外	—	H29	住民課 04992(2)1462	大島